

【実務解説】

連結納税の税効果会計

連結納税制度の概要と単体納税の税効果会計を含めた
例示区分とスケジューリングによる複数税率を加味した
繰延税金資産の計算と回収可能性の検討実務

平成24年4月1日以後開始事業年度から法人税率が引き下げられるとともに、復興特別法人税が課されているため、将来減算一時差異等の解消時期ごとに実効税率が異なることになり、税効果会計、特に繰延税金資産の回収可能額の計算がより複雑になりました。また、繰越欠損金の80%限度や繰越期間の延長が繰延税金資産の回収可能額に影響を与えることとなります。

そして、連結納税制度を採用している企業グループの税効果会計では、グループ全体の例示区分を考慮して連結納税会社及び連結納税主体の例示区分を決定する必要があり、スケジューリングについても自社の課税所得だけでなく、他社の課税所得を含めて回収可能額を計算する必要があります。また、損益通算や繰越欠損金の切り捨て等の取扱いのある法人税と単体納税と同じ取扱いとなる住民税及び事業税では、回収可能額の計算方法が異なるため、税種類ごとに回収可能額の計算を行うこととなります。さらに、新たな連結子法人が連結納税へ加入する場合や既存の連結子法人が連結納税から離脱する場合は、連結納税グループの例示区分やスケジューリングへ影響が生じるため、繰延税金資産の回収可能性の見直しが必要となります。なお、連結財務諸表では連結納税グループの例示区分やスケジューリングを見直すことにより個別財務諸表で計上された繰延税金資産の回収可能額の見直しを行う必要があります。このように連結納税を採用している場合の繰延税金資産の計算方法は、単体納税と比較してより複雑なものとなっています。

そこで、本講座では税効果会計に係る連結納税制度の取扱いと単体納税の税効果会計を含めて、連結納税の税効果会計の実務まで幅広く学べる講座となっています。是非この機会にご受講下さい。

日時	10月23日(水) 10:00~17:00
受講料	会員 29,000円 読者 34,000円 一般 39,000円 (テキスト、昼食代、書籍『実務解説 連結納税の税効果会計』定価 3,200円 (中央経済社)、消費税込み) ※本講座は無料クーポン適用対象講座 です。専用の用紙で申し込みください。
申込 方法	申込書に記入の上 FAX して下さい。 受講票と請求書をお送りいたします。
会場 及び 申込先	税務研究会・実務研修センター 〒101-0061 千代田区三崎町 2-20-9 TEL. 03-3264-6107 FAX. 0120-67-2209

講師紹介

公認会計士・税理士
税理士法人トラスト
パートナー

足立 好幸 氏

一橋大学出身。大手監査法人では国際部門に所属し、会計監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストに参画する。連結納税、組織再編税制を中心にグループ企業の税制最適化、企業グループ税制に係る業務を行う。近年では、連結納税の採用企業、検討企業が増加しているため、上場会社における連結納税の検討実務、導入実務に数多く係る。著書に、『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』、『グループ法人税制Q&A』、『M&A・組織再編のスキーム選択』（清文社）、『ケーススタディでわかる連結納税申告書の作り方』、『連結納税の組織再編』、『連結納税導入プロジェクト』（中央経済社）、など多数。

演習を行いますので、電卓・筆記用具を必ずお持ち下さい。

税務研究会・実務研修センター

〒101-0061 千代田区三崎町 2-20-9

TEL.03-3264-6107

FAX.0120-67-2209

I 税効果会計に係る連結納税制度

1. 連結納税制度とは

(1)連結納税とは (2)連結納税の計算ロジック (3)連結納税の申告書の仕組み (4)連結法人の範囲

2. 連結納税特有の取扱い

(1)損益通算の取扱い (2)連結欠損金の取扱い (3)時価評価の取扱い (4)連結子法人株式の帳簿価額の修正の取扱い (5)連結法人税の個別帰属額の計算

3. 地方税の取扱い

(1)連結納税における地方税の取扱い (2)連結納税による住民税の計算方法 (3)連結納税による事業税の計算方法

II 単体納税における税効果会計

1. 税効果会計とは

(1)税効果会計の目的 (2)実効税率 (3)法人税率が改正された場合の取扱い (4)将来の事業年度ごとに実効税率が異なる場合の取扱い (5)一次差異等 (6)永久差異

2. 繰延税金資産および繰延税金負債の計算方法

(1)繰延税金資産および繰延税金負債とは (2)繰延税金資産および繰延税金負債の計算方法 (3)一時差異等の集計方法

3. 繰延税金資産の回収可能性

(1)繰延税金資産の回収可能性とは (2)繰延税金資産の回収可能性の要件とは (3)繰延税金資産の回収可能性の判断手順(スケジューリング) (4)将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性を過去の業績等(例示区分)に基づいて行う場合の判断指針 (5)スケジューリングで利用する将来の課税所得 (6)スケジューリング不能差異の回収可能性の取扱い (7)長期の将来減算一時差異の回収可能性の取扱い (8)その他の一時差異の回収可能性の取扱い (9)回収可能性の每期見直し (10)ケーススタディ:単体納税における回収可能額の計算

III 連結納税における税効果会計

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の計上手順

(1)連結納税会社の税効果会計の計上手順(個別財務諸表) (2)連結納税主体の税効果会計の計上手順(連結財務諸表)

2. 繰延税金資産および繰延税金負債の計算方法

(1)連結納税会社の税効果会計(個別財務諸表)
①将来減算一時差異等の集計方法
②連結納税特有の税務処理に伴う一時差異等の取扱い
③実効税率
(2)連結納税主体の税効果会計(連結財務諸表)

3. 連結納税の税金計算の仕組み(ケーススタディ)

4. 連結納税の繰延税金資産の回収可能性

(1)連結納税における回収可能性の基本的考え方 (2)繰延税金資産の回収可能額の計算手順(ケーススタディ)
[手順 I] 例示区分の決定
[手順 II] スケジューリングによる回収可能額の計算
[手順 III] 例示区分による最終的な回収可能額の決定
(3)純資産の部に直接計上される将来減算一時差異の回収可能性の取扱い

5. 連結財務諸表における回収可能額の見直し

(1)連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の基本的考え方 (2)例示区分の見直し(ケーススタディ) (3)スケジューリングによる回収可能額の見直し(ケーススタディ) (4)実際の連結財務諸表における回収可能額の見直し実務

6. 実務で直面する個別論点のポイント

(1)連結納税における例示区分の矛盾について (2)スケジューリングの期間の統一について (3)連結欠損金個別帰属額と事業税に係る繰越欠損金の金額が異なる場合の繰延税金資産の計上額への影響について (4)決算日以外の日に連結納税に加入した場合の取扱い (5)連結上、重要性が乏しい連結納税子会社の取扱い (6)連結納税を新たに適用する場合の連結納税による税効果会計の適用開始時期の取扱い (7)連結納税子会社の加入・離脱の場合の連結納税による税効果会計の適用開始時期の取扱い (8)決算日に差異がある場合の取扱い (9)連結納税開始時又は加入時の連結納税子会社の資産時価評価損益の取扱い (10)連結納税開始前又は加入前の繰越欠損金に係る繰延税金資産の取扱い

7. 連結納税における税金費用の会計処理

(1)法人税、住民税および事業税の会計処理(個別財務諸表) (2)法人税、住民税および事業税の会計処理(連結財務諸表) (3)繰延税金資産および繰延税金負債の会計処理(個別財務諸表) (4)繰延税金資産および繰延税金負債の会計処理(連結財務諸表)

8. 四半期決算における税金費用の会計処理

(1)四半期決算における税金費用の計算方法 (2)単体納税における四半期特有の会計処理 (3)連結納税における四半期特有の会計処理

9. 『連結子法人の加入と離脱』の税効果会計

<パート1>連結子法人の加入・離脱時の税務ポイント
1 加入時の税務上の取扱い
2 離脱時の税務上の取扱い
<パート2>連結子法人の加入・離脱時の税効果ケーススタディ
1 連結納税加入時の税効果
2 連結納税離脱時の税効果

No.116204 「連結納税の税効果会計」研修会有料FAX 申込書

今後 FAX による案内を希望する方のみ FAX 番号をご記入下さい

Form with fields: お客様コード, 郵便番号, フリガナ, 会社名, 所属部課名, フリガナ, 氏名, TEL, FAX, e-mail, 業種, 資本金, 万円, 決算期, 月, 社員数, 人, 税理士番号, 所属税理士会支部, 振込先金融機関, 銀行・郵振・当日持参, 申込担当者 部署・氏名, 通信欄. Includes a 'Web用' button.

個人情報保護方針について:ご記入頂きました個人(法人)情報につきましては、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

実務研修センター

